

## 指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書

### 1 内 容

指定可燃物を貯蔵し、又は取扱いを廃止したときに使用します。

【根拠条文 条例第46条】

### 2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階）に提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。
- (3) 必要に応じ廃止の状況を確認します。

### 3 提出時期

廃止後速やかに届け出てください。

### 4 添付資料等

施設の配置図（埋設物がある場合又は設備を残す場合の措置の方法を記載したもの）

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）